

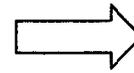
社会福祉法人審査基準等
の見直しの概要

法人単位の資金管理

①社会福祉事業剰余金等の充当対象となる「公益事業」の範囲の見直し

現状

剰余金の充当対象範囲が限定的



見直し後

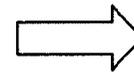
介護報酬等について、充当対象となる公益事業を拡大
(詳細:参考1参照)

《該当通知等》

- ・「社会福祉法人の認可について(局長通知)」
- ・「社会福祉法人の認可について(課長通知)」
- ・「障害者自立支援法の施行に伴う移行時特別積立金等の取扱いについて(部長通知)」
- ・「特別養護老人ホームにおける繰越金等の取扱い等について(局長通知)」

現状

収益事業の収益を充当できる公益事業の範囲が限定的



見直し後

収益事業の収益を充当できる公益事業を拡大
(詳細:参考1参照)

《該当通知等》

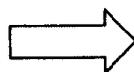
- ・「社会福祉法施行令第4条関連告示(厚生労働省告示)」
- ・「社会福祉法施行令第4条関連通知の一部改正(局長通知)」

②収益事業の借入金1/2規制の撤廃

(収益事業にかかる借入金について収益事業用財産の1/2規制を撤廃)

現状

収益事業にかかる借入金は、
概ね収益事業用財産の1/
2を超えない範囲内



見直し後

「収益事業は社会福祉事業
に対して従たる地位にあるこ
とが必要である」とその規模
については制限されている
ことから借入規制について
は撤廃する

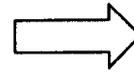
《該当通知等》

- ・「社会福祉法人の認可について(局長通知)」
- ・「社会福祉法人の認可について(課長通知)」

③資産運用(運用財産、公益事業用財産、収益事業用財産)の弾力化
(法人資産のうち、運用財産等については株式保有等についても認める)

現状

資産は確実な運用が条件となっており、元本保証型の金融商品での運用に限る



見直し後

基本財産については従来どおり。運用財産等については株式保有等を認める
(公益法人と同等の取り扱い)

《該当通知等》

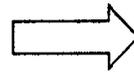
- ・「社会福祉法人の認可について(局長通知)」
- ・「社会福祉法人の認可について(課長通知)」

④公益事業の実施について法人財産の有効活用を図る

(事業規模が小さい公益事業について他の財産の活用を認める)

現状

公益事業用財産は他の財産
と明確に分離して管理する



見直し後

事業規模が小さい公益事業
については社会福祉事業の
円滑な遂行を妨げない範囲
で他の財産の活用を認める

《該当通知等》

・「社会福祉法人の認可について(局長通知)」

その他の見直し事項

⑤定款準則記載方法の簡素化、監事構成の見直し等

○ 定款準則記載方法の簡素化

・事業の内訳として、施設名ごとに定款に記載(同種施設設置の都度定款変更が必要)



・施設名称の記載を改め、施設類型ごとに記載すればよいこととする(既存法人はこのために定款変更を行う必要はない)

《該当通知等》

・「社会福祉法人の認可について(局長通知)」

○ 監事構成の見直し

・監事は法人の監査機関であり、理事の業務執行の状況及び財務状況を監査することから、その目的に沿った監事の構成とする

⇒具体的には監事の構成員である「地域の福祉関係者」の範囲から自治会、町内会等の役員である者を除く取り扱いに改める

※ 平成19年4月1日時点において任期中の者については、任期終了まではなお、従前の例によることとする。また、平成20年3月31日までに任期終了する者については、他に適任者がいない場合は、一回に限り再任することができる。

《該当通知等》

・「社会福祉法人の認可について(課長通知)」

○ 情報開示の推進

・法人が自主的に公表することが望ましいものとしている「法人の業務及び財務等」に関する情報に「法人の理事及び評議員の氏名、役職等」の情報を追加し、法人運営の透明性の向上を図る(公益法人並び)

《該当通知等》

・「社会福祉法人の認可について(局長通知)」

○ 地方公共団体からの施設委託先社会福祉法人の役員等の条件緩和

・施設を委託する地方公共団体の、委託先社会福祉法人への役員等への加入義務撤廃

《該当通知等》

・「社会福祉事業団等の設立及び運営について(局長通知)」

○ その他字句の整理

・身体障害者福祉法等の改正に伴い、字句の整理を行った

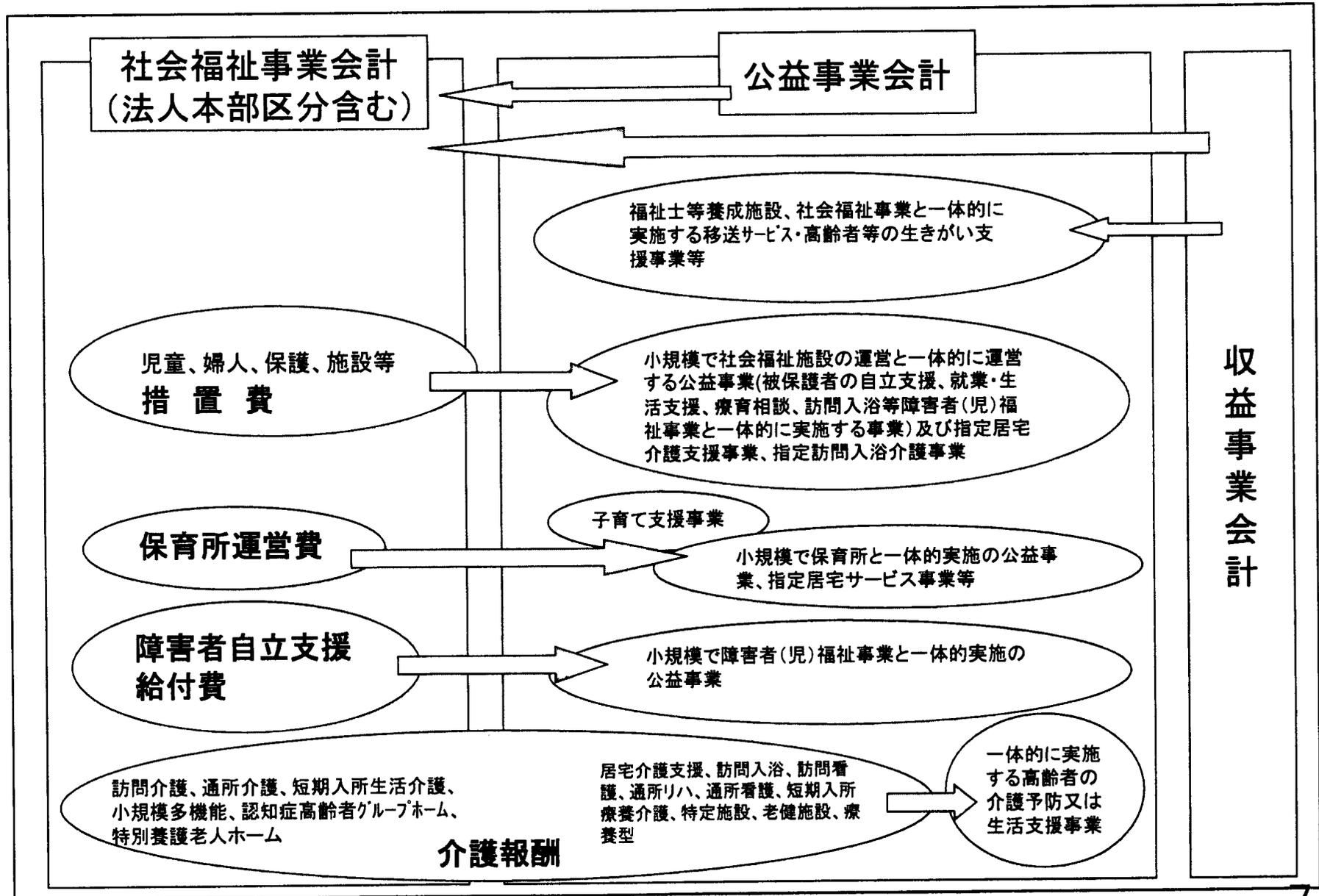
《該当通知等》

・「社会福祉法人が経営する社会福祉施設における運営費の運用及び指導について(局長通知)」

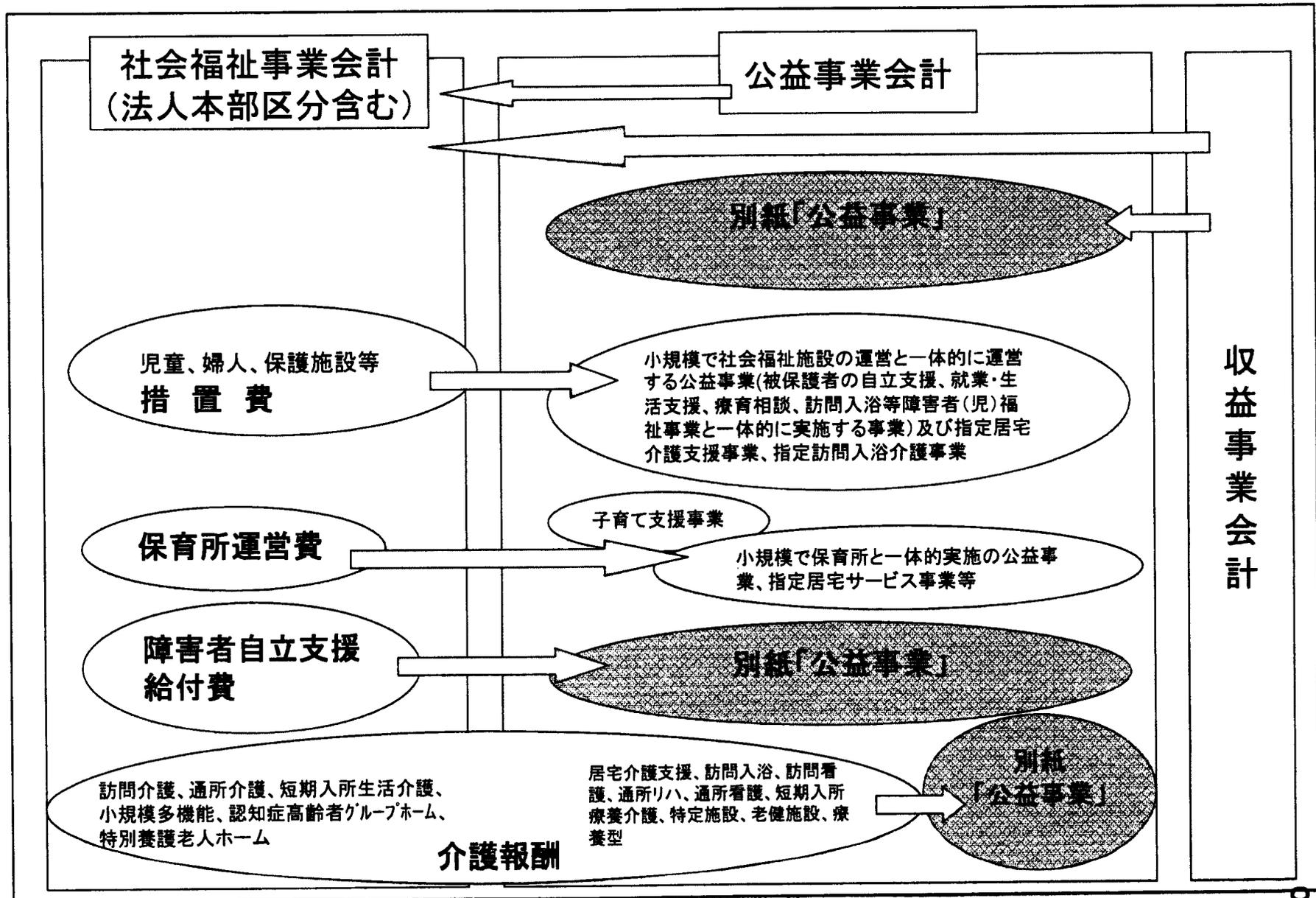
・「社会福祉法人が経営する社会福祉施設における運営費の運用及び指導について(課長通知)」

参考1

社会福祉法人の会計間の資金移動が認められる範囲(現行)



社会福祉法人の会計間の資金移動が認められる範囲(見直し後)



別紙「公益事業」

公益事業には、例えば次のような事業が含まれる(別添1 局長通知)

- 必要な者に対し、相談、情報提供・助言、行政や福祉・保健・医療サービス事業者等との連絡調整を行う等の事業
- 必要な者に対し、入浴、排せつ、食事、外出時の移動、コミュニケーション、スポーツ・文化的活動、就労、住環境の調整等(以下「入浴等」という。)を支援する事業
- 入浴等の支援が必要な者、独力では住居の確保が困難な者等に対し、住居を提供又は確保する事業
- 日常生活を営むのに支障がある状態の軽減又は悪化の防止に関する事業
- 入所施設からの退院・退所を支援する事業
- 子育て支援に関する事業
- 福祉用具その他の用具又は機器及び住環境に関する情報の収集・整理・提供に関する事業
- ボランティアの育成に関する事業
- 社会福祉の増進に資する人材の育成・確保に関する事業(社会福祉士・介護福祉士・精神保健福祉士・保育士・コミュニケーション支援者等の養成事業等)
- 社会福祉に関する調査研究等

(注)次のものを含む(別添2 課長通知)

- ・小規模社会福祉事業
- ・介護保険法の居宅サービス事業、地域密着型サービス事業、介護予防サービス事業、居宅介護支援事業、介護予防支援事業、介護老人保健施設を経営する事業、地域支援事業を市町村から受託して実施する事業又は指定老人訪問看護事業
- ・有料老人ホームを経営する事業
- ・社会福祉協議会等において、社会福祉協議会活動等に参加する者の福利厚生を図ることを目的として、宿泊所、保養所、食堂等を経営する事業
- ・公益的事業を行う団体に事務所、集会所等として無償又は実費に近い対価で使用させるような計画は適当でないこと。また、このような者に対し収益を得る目的で貸与する場合は、収益事業となるものであること。

—新たな時代における福祉経営の確立に向けての基礎作業—

これまでの福祉経営（Ⅰ、Ⅱ章）

- 1951（昭和26）年に創設
- 手厚い施設整備費補助と措置費による裁量の余地の小さい運営
- 「一法人一施設モデル」、「施設管理モデル」
 - ・施設管理中心、法人経営の不在
 - ・事業規模零細
 - ・再生産・拡大生産費用は補助金と寄附が前提
 - ・画一的サービス
 - ・同族的経営

経営環境の変化（Ⅲ章）

- 特に90年代以降、大きな環境変化
 - ・公的給付総額の拡大
 - ・措置から契約へ、制度の普遍化
 - ・多様な主体の参入、競合
 - ・規制改革、イコール・フッティング論
 - ・財政的な制約の増大（補助金の見直し、介護報酬マイナス改定）
- 今後も新たなニーズの発生
 - ・2015年、2025年問題
 - ・認知症高齢者や独居世帯の増加
 - ・施設から在宅へ、地域生活支援
 - ・虐待、ホームレス等多様な福祉ニーズ

「法人規制」と「助成」から「自立・自律」と「責任」へ（「施設管理」から「法人経営」へ）

新たな時代における福祉経営の基本的方向性（Ⅳ章）

規模の拡大、新たな参入と退出ルール

- ・複数事業を運営し、多角的な経営を行える
＝「規模の拡大」を目指す
- ・新しい福祉・介護基盤の整備に当たっては、新規法人設立を当然の前提とせず、経営能力・ケアの質の確保の観点から既存法人の活用を考慮
- ・合併・事業譲渡、協業化の推進
- ・質の低い法人・経営者は退出を誘導
- ・（独）福祉医療機構等による経営診断・経営指導の強化

ガバナンスの確立・経営能力の向上

- ・資金使途規制の緩和等による法人単位の資金管理により、経営の自由度を拡大
- ・公益事業の充実・活性化、収益事業の推進
- ・理事会・法人本部の機能強化
- ・中間管理職層の育成・確保

長期資金の調達

- ・施設の老朽建替や新規投資のための長期的・安定的な資金調達が課題
- ・（独）福祉医療機構融資について、償還期間の延長等融資条件の改善を検討
- ・民間金融機関の融資の拡大、直接金融の可能性等も検討課題

人材育成と確保

- ・介護従事者の質の向上
- ・介護報酬上の評価
- ・キャリアパスの形成
- ・マッチングシステムの強化
- ・雇用管理の改善
- ・労働生産性の向上

新しい福祉経営に向けた行政のあり方（Ⅴ章）

○新たな福祉の「産業政策」の確立が急務

- ・質の高い福祉の「担い手」の育成
- ・「施設整備偏重型」行政から「経営の質重視型」行政へ

○不必要に些細であったり、合理性に欠ける指導監督は見直すべき

○行政職員の意識の改革と質の向上